



2022年3月31日

各 位

会社名 株式会社イオレ  
代表者名 代表取締役社長 富塚 優  
(コード：2334、東証マザーズ)  
問合わせ先 取締役 岩崎 啓昭  
(TEL.050-5840-5675)

### 第三者割当による第10回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は2022年3月31日開催の取締役会において株式会社グロース・キャピタル（以下、「グロース・キャピタル」といいます。）に対して、第三者割当の方法により第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 新株予約権の名称	株式会社イオレ 第10回新株予約権
(2) 割 当 日	2022年4月18日
(3) 新株予約権の総数	2,300個
(4) 発 行 価 額	総額2,208,000円（新株予約権1個につき960円）
(5) 当該発行による潜在株式数	230,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は496円ですが、下限行使価額においても、 潜在株式数は230,000株です。
(6) 資 金 調 達 の 額	252,908,000円 (内訳) 新株予約権発行による調達額：2,208,000円 新株予約権行使による調達額：250,700,000円 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加 又は減少する可能性があります。
(7) 行使価額及び行使価額 の 修 正 条 項	当初行使価額1,090円 当初行使価額は2022年3月31日開催の取締役会直前取引日の 株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）

	<p>す。)における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の110%を乗じた価額であります。</p> <p>また、行使価額は本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に行われる当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる）に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は速やかにその旨を新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該決議が行われた日の翌取引日から起算して21取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。また、当該取締役決議より6ヶ月が経過する度に、当社取締役会による修正決議ができるものとなっております。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月を経過していない場合には、当社は新たに行使価額の修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
<p>(8) 募集又は割当法方法 ( 割 当 予 定 先 )</p>	<p>第三者割当の方法により、グロース・キャピタルに2,300個を割当てします。</p>
<p>(9) そ の 他</p>	<p>① 新株予約権の取得</p> <p>当社は本新株予約権の割当日から2年を経過した日以降いつでも取締役会により新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得日の通知を当該取得日2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額（960円）と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>② 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とされています。</p> <p>③ 覚書における定め</p> <p>上記のほか、本新株予約権の割当予定先であるグロース・キャピタルと当社の間で締結予定の覚書において、次の規定がおかれる予定です。割当予定先は、本新株予約権の割当日から2年を経過した日以降で、当社普通株式の東京証券取引所におけ</p>

	<p>る株価が下限行使価額を下回った場合には、当社に対し、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額（960 円）で、割当予定先が保有する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。割当予定先が取得請求を行った場合には、当社は、速やかに、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、当該請求に係る本新株予約権を取得するものします。</p> <p>④ その他 前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。

なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は経営理念である「新しい便利、新しいよこびをつくる」に基づき、インターネットメディア関連事業を行っております。事業区分としては『データマネジメント事業』と『HR テクノロジー事業』がございます。『データマネジメント事業』では、データとテクノロジーを掛け合わせて社会に新たな価値を提供すべく、日本全国の部活動、サークル、PTA 等の団体活動従事者向けに提供するグループコミュニケーション支援サービス『らくらく連絡網（会員数約 700 万人）』の運営を行い、あわせて、提携先データと組み合わせた約 2,000 万人に対して、ソーシャルメディア広告配信サービスを展開しております。また、『HR テクノロジー事業』では 2020 年 8 月にサービス提供を開始した運用型求人広告プラットフォーム『HR Ads Platform』を中心に求人企業への人材採用コンサルティングを行っております。同事業においては、2021 年 12 月の職種分類求人広告掲載件数は、全体で 103 万件（公益社団法人全国求人情報協会「求人広告掲載件数等集計結果（2021 年 12 月分）」）となっており、前年同月比で増加し、回復基調となっており、それに伴い売上高も回復傾向に向かっております。売上高全体では、『HR テクノロジー事業』が大幅に増加するものの、『データマネジメント事業』においては広告主である企業のコロナ禍での販促予算の削減や自粛に伴い前年対比で減少し、2022 年の第 3 四半期累計期間の売上高は 1,414,503 千円（前年同四半期比 50.2%増）となりました。

このような経営環境のもと、当社ではコロナ禍による外部環境の変化に適応した既存ビジネスの強化や新規事業の開発等を中心に今後の成長戦略として以下の 5 つのテーマを進めてきております。「①HR Ads Platform の収益化」、「②HR テクノロジーの成長拡大」、「③新卒採用分野へのシフト」の各成長戦略は、社内リソースの重点配分を行ってまいりました。一方で、らくらく連絡網で収集された当社の強みである団体データや「主婦・子育て世代」等の属性がわかる 1st パーティデータ等の「④データの有効活用」及びそのデータ基盤を活用した HR テクノロジー以外の分野での「⑤新規事業開発」に関しては、昨年 10 月に外部より新

たにプロダクトマネージャーが参画し、そのマネージャーを中心に既存事業との親和性を活かした新規事業開発の検討を行ってまいりました。

今般、『データマネジメント事業』において、「④データの有効活用」及び「⑤新規事業開発」による成長を加速させるべく、本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。当社は、前事業年度から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。このような事象又は状況を解消するために、当事業年度以降の業績回復を目的とした既存事業の売上強化を始めとする諸施策を講じる中で、ここまでは、主に『HRテクノロジー事業』に注力しており、実際に売上高は当第3四半期累計期間にて前年同期比163%増の941,371千円と大きく伸長しております。また、財務基盤は安定していることに加え、金融機関との当座貸越契約の未実行残高を200,000千円確保しており、十分な運転資金を確保できているものと判断しております。以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。今回の資金調達は、中長期的な当社の成長、企業価値の向上につながる、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載しております。

### 3. 資金調達方法の選択理由

#### (1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

①公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行のみにより資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回採用した新株予約権による資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で新株予約権の権利行使が進まず実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

②株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、既存株主の参加率が不透明であることから、本新株予約権と比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、希薄化の程度をコントロールできず、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

④間接金融等については、希薄化が生じないこととなりますが、借入れによる資金調達、金利負担が生じること、調達額が全額負債となることから、財務健全性が低下し、将来的に運転資金が必要となった場合の銀行借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があります。以上を踏まえ、間接金融等については資金調達方法として適当でない判断しました。また、当社は当面の運転資金の確保として、当座貸越契約の未実行残高を 200,000 千円確保しております。

## (2) 本資金調達方法（第三者割当による本新株予約権発行）について

### ①株式価値希薄化への配慮

本新株予約権の発行により資金調達を行うことにより、本新株予約権に係る潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こりますが、日々の株価の動向に合わせて、時間をかけて徐々に行使が行われることから、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はなされていると考えます。また、割当予定先のグロス・キャピタルは純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が行使価額を上回った場合、本新株予約権の割当予定先であるグロス・キャピタルは、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、当社普通株式の流動比率向上のために、大株主として長期保有しない旨、口頭にて確認を取っております。仮に一度に全ての本新株予約権を行使したとしても、希薄化は 9.6%に留まります。

これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

### ②流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数（230,000 株）は、当社発行済株式総数の 9.6%であり、割当予定先による本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

### ③資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から 2 年を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、グロス・キャピタルに対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

### (本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「(2)本資金調達方法（第三者割当による本新株予約権発行）について」に記載のように、機動的な資金調達を達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性があると考えております。

①本新株予約権の下限行使価額は 496 円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。

②本新株予約権は、株価の下落局面では、下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性

があります。ただし、行使価額の修正は当社の判断により行われるものであること、行使価額は下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額となります。

③当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。

④本新株予約権の割当予定先は、後述の「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権の行使以降は、市場動向を勘案しながら売却する方針ではございますが、本新株予約権の割当予定先の当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

#### 【本新株予約権の概要について】

本新株予約権は、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断し、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達の実行を可能とすることを目的とされており、以下の特徴があります。

##### (1) 行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該取締役会の決議を行った日の翌取引日から起算して21取引日目の日に行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。)に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

本新株予約権の行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、MSCB等の発行に係る遵守事項、実務上の留意事項にとらわれず、割当予定先との柔軟な交渉が可能となります。またMSCB等の転換又は行使の状況に関する毎月の開示義務に係る時間・人的コスト等が軽減されます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

当社取締役会の決議により行使価額の修正を行った場合、当社は速やかに当該行使価額の修正について開示いたします。

##### (2) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から2年を経過した日以降には、2週間前に通知を行うことで、いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

### (3) 取得請求

割当予定先は、割当後2年を経過し、当社普通株式の株価が下限行使価額を下回った場合、いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価格と同額（960円）で、割当予定先が保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができます。かかる請求がなされたときは、当社は、速やかに、当該請求に係る本新株予約権を取得します。

### (4) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

また、本スキームには行使価額を下方修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性というデメリットがございますが、上記の通り、当社にとって、当該デメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

## 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	252,908,000円
内訳	252,908,000円
（本新株予約権の発行による調達額）	2,208,000円
（本新株予約権の行使による調達額）	250,700,000円
発行諸費用の概算額	3,600,000円
差引手取概算額	249,308,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 発行諸費用の概算額の内訳はリーガル・アドバイザー費用、新株予約権評価費用、その他諸費用（登記関連費用・外部調査費用）となります。  
 3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① データの有効活用 (次世代データプラットフォームの構築・移行)	55	2022年10月～2024年3月

② 新規事業開発 (既存データの有効活用及びデータ量拡充のための 新アプリの開発)	160	2022年10月～2024年3月
③ 人材採用の強化	34	2022年4月～2023年3月

- (注) 1. 資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使条件により影響を受けることから、上記資金使途については変更される可能性があります。また、市場における当社株価や出来高の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されず、十分な資金を調達できない可能性があります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、上記①、②、③の優先順で充当する予定であり、不足分について自己資金又は他の資金調達により充当するかどうかについては現時点では未確定であります。
2. 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

#### <①データの有効活用(次世代データプラットフォームの構築・移行)>

当社既存データプラットフォームはサービス毎に構築されており、いわゆるスタンドアロン型となっており、上記の新規事業開発や今後の事業展開に柔軟に対応し、効果を上げることを目的にデータプラットフォームの統合を行います。その上で、各サービスを横断して利用できる共通IDを発行し、利用者がシームレスに様々なサービスを利用できる環境を構築し、各サービスより入手したデータを(仮称) eole CDP(Customer Data Platform)へ 2022年4月から構築を開始し、2023年度を目途に完全統合し、行動履歴データを含む、より質の高いデータプラットフォームを構築することで、2024年度以降データマネジメント事業におけるターゲティング広告事業の成長を促してまいります。今後、データマネジメント事業では、②新規事業開発にて新たに会員データの量を増加させるとともに、①データの有効活用(次世代データプラットフォームの構築・移行)を通じて質の高い 1st パーティデータの構築を図ることで同事業における収益力を向上させてまいります。今回の調達を予定する資金のうち、55百万円はデータの有効活用(次世代データプラットフォームの構築・移行)に使用します。

#### <②新規事業開発(既存データの有効活用及びデータ量拡充のための新アプリの開発)>

2021年11月17日付け「事業計画及び成長可能性に関する事項」にてお知らせいたしましたとおり、当社では、「らくらく連絡網」での約700万人(約39万団体)のコミュニケーションツールの特性を活用した新規事業開発を検討して参りました。上述の通り団体会員が多いという特性を活かし、団体幹事をタッチポイントとしたらくらく連絡網の利用者に向けた団体属性を活かした商品を揃え、本件調達資金にて開発をするアプリ上で購入できるサービスを2022年度中に開始する予定です。また、2023年度には「らくらく連絡網」にてデータを有する団体に対して、他団体との交流が図れる機能を追加開発する予定です。

今回の調達を予定する資金のうち160百万円はそのアプリを開発するために使用します。

#### <③人材採用の強化>

上記の事業展開を鑑み、複数サービスを継続的に開発・提供するマルチプロダクト戦略を支えるプロダク

トマネージャーやエンジニア等の専門性の高い人材の採用を13名、2022年4月から2023年3月に向けて行います。また、既存事業との兼ね合いの上、法人営業や事業開発等のオペレーション部門の組織拡大に寄与する優秀な人材の採用を積極的に進めていく予定です。今回の調達を予定する資金のうち、採用費にて10百万円、人件費にて24百万円を使用します。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の行使により調達した資金を、上記の「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期、(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を実現できることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング30階、代表取締役社長 野口 真人）（以下、「プルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下、「本価値算定書」といいます。）を取得しております。プルータス社は、発行要項及び本割当契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（991円）、ボラティリティ（80.54%）、行使期間（3年間）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（ $\Delta 0.002\%$ ）、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当該評価にあたっては、行使価額の修正に上限がないため、発行会社は取得条項を発動しないことを前提に評価を行っております。また、割当予定先の行動としては、割当予定先からのヒアリングに基づき、株価が行使価額を上回っているときは随時、新株予約権を行使し、行使により取得した全ての株式を売却後に次の行使を行うことを前提にして評価を行っております。そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額をそれぞれ当該算出結果と同額の960円（1株当たり9.6円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2022年3月30日）の東京証券取引所における普通取引の終値を参考として、終値の110%に当たる1株1,090円（乖離率10%）に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均1,067円に対する乖離率は2.2%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均1,093円に対する乖離率は $\Delta 0.3\%$ 、当該直前営業日までの6か月間の終値平均1,267円に対する乖離率は $\Delta 14.0\%$ となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当該判断に当たっては、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、下記の各点に鑑み、本新株予約権の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

- ・ プルータス社は、本件に類似した案件における新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられること。
- ・ プルータス社は、当社と顧問契約関係になく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること及び本新株予約権の発行による資金調達に関してグロス・キャピタルとは契約関係にない独立した立場で本価値算定書を提出していると認められることから、本価値算定書の作成自体について、公正性を疑わせる事情はないこと。
- ・ 本件における算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられること。
- ・ 本価値算定書において適用された基礎数値等はそれぞれ合理的ないしは適切であると判断できること。
- ・ 以上の点から、本価値算定書における本新株予約権の評価単価の算定結果に依拠することができるものと考えられ、本新株予約権は当該評価単位と同額を払込価格とすることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと認められること。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式の数は230,000株であり、2021年12月31日現在の当社発行済株式総数2,396,234株に対し最大9.6%（2021年12月31日現在の当社議決権個数23,948個に対しては最大9.6%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、上記1.募集の概要、2.募集の目的及び理由、【本新株予約権の概要について】に記載のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかる等した場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

なお、本新株予約権が全て行使された場合における交付株式数は230,000株となりますが、当社普通株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は8,342株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は7,919株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は15,514株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：245日/年取引日で計算）で行使して希薄化規模が最大になった場合、1日当たりの売却数量は313株（過去6か月間における1日当たりの平均出来高の3.8%）となることから、当社普通株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社普通株式の売却は当社普通株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	グロース・キャピタル株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区南青山三丁目8番40号青山センタービル2F
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 嶺井政人
(4) 事 業 内 容	① 投資業 ② マーケティング支援業務 ③ 成長支援のコンサルティング等
(5) 資 本 金	3,000万円
(6) 設 立 年 月 日	2019年4月1日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	嶺井政人 100.0%
(8) 発 行 済 み 株 式 数	3,000株
(9) 決 算 期	3月31日
(10) 主 要 取 引 先	なし
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行
(12) 上場会社(当社)と当該会社との間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注) 当社はグロース・キャピタルより反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても当該割当予定先の法人、当該割当予定先の代表取締役、主要株主(主な出資者)が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー、東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号、代表取締役 荒川一枝)に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本等の官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先・割当予定先の代表取締役は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

また、グロース・キャピタルは非公開会社であり、経営成績及び財政状態については非開示とすることを求められているため、記載しておりません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

グロース・キャピタルを今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

そのような中、グロース・キャピタルより 2021 年 12 月に当社の今後の成長に関する提案を受け、複数社比較を行い、同社は上場ベンチャーへの成長に関する知見やノウハウを有しており、総合的に判断した結果、同社が当社の成長に貢献できるパートナーであると判断いたしました。このような検討を経て、当社は、2022 年 3 月 31 日開催の取締役会決議においてグロース・キャピタルを割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことといたしました。グロース・キャピタルは、2019 年 4 月に、代表取締役の嶺井政人氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、また、事業成長をドライブするトップクラスの外部パートナーを活用した成長戦略の支援を行う企業であります。本新株予約権の割当てと同時に当社の潜在株主層である個人投資家への効率的な IR の実行等の当社株式価値の向上に資する戦略的な IR の実行コンサルティングとして、適切な KPI の設定により PDCA サイクルの構築・運用等の支援を受けるため、グロース・キャピタルと業務提携に関する覚書を締結する予定です。

グロース・キャピタルがこれまで引受けを行った新株予約権（2020 年 2 月 14 日 株式会社 Aiming）においても同様のスキームにて想定調達額を上回る調達を実現しております。また、本新株予約権は、「3. 資金調達方法の選択理由」に記載したとおり、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針

当社は割当予定先であるグロース・キャピタルとは保有方針に関して特段の取り決めはありません。グロース・キャピタルからは、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることの検討を進めていく中で相互に口頭にて確認しております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社はグロース・キャピタルの 2022 年 2 月 18 日を基準日とした銀行預金残高証明書を確認し、また本日まで大きな変動がないことを口頭で確認しております。なお、当該現預金残高は、割当予定先の代表取締役嶺井政人氏からの融資による資金でまかなわれていること、現時点で当社株式が担保になっていない（担保請求権はあり）ことを、預金通帳の写し及び金銭消費貸借契約書にて確認しており、その貸付原資は同氏の自己資金であることを口頭で確認しております。また、直近の決算書を手し、本新株予約権の行使価額の

払込みに足る金額であることを確認しております。そのため、当社ではグロース・キャピタルがその割り当てられた本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

#### (5) 株式貸借に関する契約

グロース・キャピタルは、当社の大株主である株式会社五六との間で、2022年4月18日から2025年4月17日までの期間において当社普通株式120,000株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定であります。

当該株式貸借契約において、グロース・キャピタルは、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の合計の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意する予定です。

#### (6) ロックアップ

当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約の締結日以降、行使期間の末日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

- ① 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② ストックオプションプラン（有償ストックオプションを含む。）に基づき、新株予約権その他当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合（当社の役職員に対して付与する場合に限る。）又は当該権利の行使により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ③ 譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ④ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑤ 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数（当該組織再編行為に基づくか、あるいは事業提携の目的での普通株式の発行又は処分後の発行済株式総数を意味する。）の10%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。（疑義を避けるために付言すると、事業提携を目的とする新株予約権又は新株予約権付社債の発行及びそれを目的とする金融商品取引業者に対する普通株式の発行又は処分はこれに含まれない。）

## 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前			募集後	
株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)	持株数 (株)	持株比率 (%)
吉田直人	563,300	23.51	563,300	21.45
グロース・キャピタル株式会社	—	—	230,000	8.76
株式会社五六	166,800	6.96	166,800	6.35
凸版印刷株式会社	145,000	6.05	145,000	5.52
冨塚優	67,521	2.82	67,521	2.57
株式会社アルファステップ	67,500	2.82	67,500	2.57
中辻哲朗	54,500	2.27	54,500	2.08
楽天証券株式会社	47,900	2.00	47,900	1.82
株式会社 SBI 証券	46,100	1.92	46,100	1.76
佐藤昭子	38,500	1.61	38,500	1.47
Hongo holdings 株式会社	38,500	1.61	38,500	1.47
計	1,235,621	51.57	1,465,621	55.81

(注) 1.募集前の「持株数」及び「持株比率」は 2021 年 12 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。なお、「持株比率」については小数点以下第三位を四捨五入しております。

2.上記には、当社所有の自己株式を含めておりません。

3. 募集後の「持株数」及び「持株比率」は、2021 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数に、グロース・キャピタルに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数 230,000 株(議決権 2,300 個)を加えて算定しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先であるグロース・キャピタルにて保有されます。今後、割当予定先であるグロース・キャピタルによる行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

5. グロース・キャピタルの募集後の「持株数」及び「持株比率」は、同社に割り当てられた新株予約権が行使された場合の持株数及び所有株式数の割合を記載しております。ただし、同社の保有方針は純投資であり、長期保有は見込まれておりません。

## 9. 今後の見通し

今回の資金調達による 2022 年 3 月期の当社の業績に与える影響は、本日時点においては軽微であると判断しておりますが、今回の資金調達を充当して行うデータの有効活用及び新規事業開発が当社の業績に影響を与える場合には、その都度、直ちに開示を行います。現在のところ、2021 年 5 月 14 日に発表いたしました通期業績予想に変更はありません。

## 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6.発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2021年12月31日現在の議決権数 23,948 個に対して最大 9.6%の希薄化が生じます。しかしながら、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、新たに支配株主の出現が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続は要しません。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### （1）最近3年間の業績

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	1,955,888 千円	1,844,098 千円	1,439,034 千円
営業利益	78,438 千円	26,681 千円	△295,204 千円
経常利益	76,220 千円	26,328 千円	△274,063 千円
当期純利益	58,895 千円	937 千円	△630,978 千円
1株当たり当期純利益	25.55 円	0.41 円	△271.32 円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
1株当たり純資産	495.44 円	497.67 円	229.95 円

### （2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2021年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,396,234 株	100%
現時点の転換価格（行使価格） における潜在株式数	118,600 株	4.95%
下限値の転換価格（行使価格） における潜在株式数	118,600 株	4.95%
上限値の転換価格（行使価格） における潜在株式数	上限行使価格はございません。	上限行使価格はございません。

（注）上記潜在株式数は当社役職員向けの第2回、第7回及び第9回新株予約権（ストック・オプション制度）によるものです。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,396,234 株	100%
現時点の転換価格（行使価格） における潜在株式数	348,600 株	14.55%
下限値の転換価格（行使価格） における潜在株式数	348,600 株	14.55%
上限値の転換価格（行使価格） における潜在株式数	上限行使価格はございません。	上限行使価格はございません。

(注) 潜在株式数は、当社ストック・オプション制度に係る 2022 年 1 月 31 日現在の潜在株式数に本新株予約権に係る潜在株式数を加えた数であります。

(4) 最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

	2019 年 3 月期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期
始値	2,983 円	1,305 円	1,277 円
高値	3,595 円	4,095 円	3,925 円
安値	905 円	888 円	1,000 円
終値	1,304 円	1,188 円	1,683 円

②最近 6 か月間の状況

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
始値	1,493 円	1,505 円	1,470 円	1,276 円	1,071 円	1,135 円
高値	1,537 円	1,606 円	1,547 円	1,373 円	1,176 円	1,199 円
安値	1,455 円	1,475 円	969 円	1,010 円	1,022 円	960 円
終値	1,499 円	1,475 円	1,276 円	1,065 円	1,105 円	991 円

(注) 1. 各株価は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 2022 年 3 月の株価については 2022 年 3 月 30 日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日株価

	2022 年 3 月 30 日
始値	991 円
高値	993 円
安値	985 円
終値	991 円

(5) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

## 12. 発行要項

### 株式会社イオレ 第10回新株予約権発行要項

#### 1. 新株予約権の名称

株式会社イオレ第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

#### 2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 2,208,000 円

#### 3. 申込期日

2022年4月18日

#### 4. 割当日及び払込期日

2022年4月18日

#### 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、グロース・キャピタル株式会社にて全ての本新株予約権を割り当てる。

#### 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 230,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{*調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株

予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面（電磁的方法によるものも含む。以下同じ。）で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,300 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

金 960 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,090 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

- (1) 2022 年 10 月 19 日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合は、行使価額は、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」という。）の翌取引日から起算して 21 取引日目の日（以下「修正日」という。）に、決議日の直前取引日（同日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。）に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 496 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定に従い調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。また、当社は、本項により行使価額が修正された場合、当該行使価額の修正にかかる修正日から始まる 6 ヶ月の期間内に修正日が到来する新たな行使価額の修正にかかる取締役会決議を行うことができないものとする。
- (2) 行使価額の修正を当社取締役会が決議したときは、当社は、速やかに（遅くとも決議日中に）、本新株予約権者に対し、かかる決議を行った旨並びに修正後の行使価額及び修正日その他必要な事項を書面で通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額

調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本項第(4)号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、並びに当社の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（当社の取締役又は従業員に対するストックオプション（有償ストックオプションを含む。）としての新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権の行使請

求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

2022年4月18日から2025年4月17日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場

合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2024年4月18日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、2025年4月17日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な

全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社イオレ 経営管理部  
東京都港区高輪三丁目5番23号

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 銀座通支店  
東京都中央区銀座五丁目8番15号

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当の契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を960円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載の通りとし、行使価額は当初、2022年3月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%に相当する金額とした。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上